

修正後の令和4年度集団指導に係るQ A（抜粋）

サービス種別	質問内容	分類	回答	根拠法令、条例	その他根拠となるもの
居宅介護	居宅介護計画において、資料にある見直しは実施しているが、「モニタリングが行われていない」「モニタリングの記録がない」場合実地指導で指摘されるか。もし指摘される場合、その根拠は何か。	個別支援計画	居宅介護計画において、実施状況の把握と必要に応じた計画の変更が規定されており、通所系、入所系のように基準で「モニタリング」とは規定されていませんが、サービス利用計画のモニタリングの時期にあわせるなど、定期または随時に状況を把握し、必要に応じ計画の変更を行ってください。また、見直しの際の記録を残してください。令和4年版自己点検シートでは、居宅介護計画に関する記述を修正いたしました。併せてご確認ください。	基準条例第27条（準用あり）	解釈通知第三の3（1）6）（準用あり）
居宅介護	苦情受付窓口として所管部署の連絡先ではなく、川崎市の代表番号を記載するのはよいか。	重説、契約書	指定サービス事業所内に苦情解決体制を整える必要があります。その上で外部機関として市の連絡先を記載する際には、たらいまわし防止のため、 名称：川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指導担当 電話：044-200-0082 FAX：044-200-3932 メールアドレス：40sidou@city.kawasaki.jp を掲載してください。	基準条例第40条第3項（準用あり）	
居宅介護	契約書に虐待や身体拘束に関する事項を盛り込む必要があるのはいつからか。ひな形は障害福祉サービスかながわに掲載されるか。	重説、契約書	契約成立時には、社会福祉法第77条の規定に基づく内容を書面にて交付することが基準上規定されていますが、その中に虐待防止、身体拘束の適正化について記載することは必須とはされていません。運営規程は、虐待防止についてはすでに義務化されています。身体拘束の適正化は基準上運営規程に入れることは必須とはされていません。また、運営規程が変更された際には、その内容について説明し、同意を得て、文書を交付する必要があるため、重要事項説明書の内容も変更する必要があります。	基準条例第10条	解釈通知第三の3（1）
居宅介護	行動支援従業者の要件について、1年以上の実務経験には180日以上勤務することは条件に含まれるか。	人員配置	1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとします。	基準条例第6条（準用あり）	令和元年8月神奈川県照会

修正後の令和4年度集団指導に係るQ A（抜粋）

サービス種別	質問内容	分類	回答	根拠法令、条例	その他根拠となるもの
生活介護	モニタリング時、及び個別支援計画書の説明、交付時の面談に、家族等の同席は必要か。コロナ禍で同席を拒まれる御家族もいる。対面での面談やビデオ通話等電子機器を用いた面談が難しい場合、家族と電話、メール、連絡帳、送迎時にモニタリング記録表や個別支援計画書について、説明する方法でもよいか。	個別支援計画	基準条例上アセスメントは利用者に面接して行わなければならない、サビ管は面接の主旨を利用者に対して十分説明し、理解を得てください。 モニタリングについても特段の事情がない限り定期的に利用者と同席して行い、その記録を残す必要があります。	基準条例第60条（準用あり）	解釈通知第四の3（7）
生活介護	「人員基準における両立支援への配慮等」について、「産休中」「育休中」「病休中」により、出勤していない職員でも常勤換算1人、不在による職員不足で配置基準を満たしてなくても勤務しているものとみなされると解釈してよいか。	人員配置	令和3年度の報酬改定において、人員基準における両立支援への配慮として常勤換算の計算方法は、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1.0（常勤）と扱うことが認められます。よって、本職員が「育児・介護休業法による短時間勤務制度」を利用することを法人に申請することが必要となります。また、「産休中」・「育休中」・「病休中」の方は「育児・介護休業法による短時間勤務制度」には該当いたしません。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令第2条	解釈通知第二の2
生活介護、就労継続支援	「身体拘束等の適正化に関わる流れ」の中の、「④行政への報告・相談」について、同意を得たもの全てを行政に相談、報告する必要があるか。要不要の判断基準は如何。	身体拘束適正化	工夫の結果としての必要なベルト固定など、行わないことがむしろ虐待となることがあり、その場合は身体拘束等とはならないものと考えます。また、支援の工夫のみでは十分対応できないような一時的な事態を、緊急やむを得ない場合といい、安易に緊急やむを得ないものとして、身体拘束を行わないよう慎重に判断する必要があります。 身体拘束を行った全ての事例を報告する必要はありませんが、虐待が疑われる身体拘束や手続きに沿わないで身体拘束を行った場合、または事業所内での判断が難しい事例や支援困難な事例については報告をお願いいたします。 身体拘束を行った記録を元に後日委員会で検証等を行い、議事録を残し、照会の際には提出できるようにしてください。	障害者虐待防止法第19条 基準条例第36条の2（準用あり）	「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和4年4月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室）VII-2

修正後の令和4年度集団指導に係るQ A（抜粋）

サービス種別	質問内容	分類	回答	根拠法令、条例	その他根拠となるもの
生活介護	身体拘束の記録事項に時間があることについて、利用者の身体拘束の対応として「利用者が落ち着かない時に、手を抑える等の対応を取ることがある」等とする場合、実際に落ち着かない利用者を制止する時間を記憶して記録することは難しい。利用者が落ち着かない様子の前後を含めた時間をケース記録に記載するという記録方法でもよいか。	身体拘束 適正化	お見込みのとおりです。 拘束の実施に際しては組織的な判断を要するため、複数での対応を心がけ客観的に開始時間、終了時間を記録することが望ましいです。 なお、個別支援計画の中で必要な時間数を想定しておき、その程度で拘束が終了する場合は、おおよその時間と開始または終了時間の記載でも差し支えありません。	基準条例第36条の2第1項（準用あり）	「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和4年4月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室）VII-2
生活介護、就労継続支援	「身体拘束等の適正化に関わる流れ」の中の、「④行政への報告・相談」について、相談、報告先は各福祉事務所か。また、事業所の所在地、若しくは利用者の住所地のどちら報告するのか。	身体拘束 適正化	障害者施設指導課事業者指導担当で受け付けます。	障害者虐待防止法第19条 基準条例第36条の2（準用あり）	
生活介護、就労継続支援	「身体拘束等の適正化に関わる流れ」の中の、「④行政への報告・相談」について、相談、報告の方法は如何。もし書面であればその書式は如何。	身体拘束 適正化	事業所等に設置される身体拘束等適正化委員会が定める様式により行っていただいて構いません。書面で、郵送又は持参にてご提出ください。	基準条例第36条の2（準用あり）	解釈通知第三の3（26）②（準用あり）
生活介護、就労継続支援	「身体拘束等の適正化に関わる流れ」の中の、「④行政への報告・相談」について、「行動改善の取組の進捗の定期的な報告」とはどの程度の頻度か。	身体拘束 適正化	改善を要することを指導を受けた際に、別途定める期間ごとの報告をお願いします（例、1月後、3月後、6月後、12月後等）	障害者虐待防止法第19条 基準条例第36条の2（準用あり）	
生活介護	定員の遵守について、定員超過減算にならないければ良いということか。 （例えば、20人定員で、ほぼ毎日1人欠席する場合、希望者1名を受け入れれば21人受け入れることになるか。）	定員	一日当たりの利用定員を超えて受入れることはできません。定員を超えて受け入れができる場合は報酬告示第二の1（7）⑥の各号に定める場合のみです。 サービス利用は曜日ごとに計画されており、他の曜日の利用は想定されていませんが、支援の都合他の曜日に受け入れられたとして、1名欠席してそこに1名受け入れた場合、定員以内の利用であると考えます（欠席者については、欠席時対応加算は算定できません。）	報酬告示第二の1（7）	

修正後の令和4年度集団指導に係るQ A (抜粋)

サービス種別	質問内容	分類	回答	根拠法令、条例	その他根拠となるもの
生活介護	避難確保計画に基づいた避難訓練を実施した結果を市に報告する際に、どのような様式を用いて報告すればよいか。また、今まで土砂災害を想定した避難訓練をした場合、消防署に報告していたが市にも二重に報告することになるのか。	非常災害対策	<p>非常災害対策計画に基づき実施した避難訓練については、各事業所にて実施年月日、時刻、参加者数（利用者、従業員、その他区別して）、想定した状況、結果（振り返り）等を記録し保管をしてください。業務継続計画に基づき実施した従業員の研修、訓練についても同様に記録を残し事業所で保管をしてください。</p> <p>消防計画で計画した内容については管轄の消防署に、避難確保計画で計画した内容については危機管理本部初動対策担当に報告する必要があります。消防、避難確保両方の計画で重複があればそれぞれ報告は可能です。各法令に規定する回数以上の訓練を実施してください。</p> <p>消防計画に基づく訓練を実施する際の報告は、次のページにあるフォームから、あるいは様式を使用し消防署窓口にご提出ください。  <a href="https://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000135396.html">https://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000135396.html</a></p> <p>結果の報告は、次のページにあるフォームから、あるいは様式を使用し消防署窓口にご提出ください。  <a href="https://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000135397.html">https://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000135397.html</a></p> <p>訓練実施計画報告書、訓練実施結果報告書の様式はこちらから  <a href="https://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000028737.html">https://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000028737.html</a></p> <p>避難確保計画に基づく訓練の実施報告は、次のページにあるフォームから、あるいは様式を使用しFAX、メール等にてご報告ください。  <a href="https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000142503.html">https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000142503.html</a></p>	<p>水防法第15条第1項第4号 土砂災害防止法第8条第1項第4号 津波防災地域づくり法第71条 消防法第8条 基準条例第34条の2、第72条（準用あり）</p>	<p>解釈通知第三の3（23） ②、第四の3（19）③ （準用あり）</p>
共同生活援助	共同生活援助サービス提供記録票について、利用者確認欄に毎日、自署または捺印を得るのか、それとも一括での対応は可能か。	給付費	<p>利用実績は、必要な事項について、適切に行えるのであればサービスを提供する都度の記録でなくても構いません。確認は必ず受けてください。まとめて受けることも可能ですが、漏れがないよう、利用日ごとの確認をとることが望ましいです。</p>	<p>基準条例第55条第2項（準用あり）</p>	<p>解釈通知第四の3（2） ①②</p>
共同生活援助	ケース記録について、紙で記録していたものを、PCのエクセルを使用して記録することは可能か。	ケース記録	<p>記録の方法について特に規定はありませんが、支援で必要になった時、照会があった時等随時閲覧できるようにする必要があります。</p>	<p>基準条例第4条第1項、第62条（準用あり）、第198条の4第4項</p>	

修正後の令和4年度集団指導に係るQ A（抜粋）

サービス種別	質問内容	分類	回答	根拠法令、条例	その他根拠となるもの
共同生活援助	個別支援計画書に本人署名ができない場合、その理由の記録は当該個別支援計画書に載せるのか、それとも事業所側の記録として別に作成しておくということか。	個別支援計画	個別支援計画書、計画書以外のケース記録等への記録のどちらでも差し支えありませんが、照会の際に示せるようにしてください。 代理権がない人が代筆をすることがないようにしてください。	民訴法第228条第4項	
共同生活援助	資料中「共同生活援助サービス費（6）（減算③）」1行目にある「共同生活援助計画」という用語は、「個別支援計画」と同義と解釈してよいか。	個別支援計画	お見込みのとおりです。	基準条例第198条の4	
共同生活援助	個別支援計画未作成減算について、起算日は計画作成時に同意を得た日、又は見直しを行った日から6月が経過した日に応答する日か。 （例えば4月20日に同意の場合、10月20日から減算の対象日となるか。）	個別支援計画	計画作成日等から6月経過した日に相当する日以降が未実施減算の対象となります。 未作成に該当した月から、その状態が解消された月の前月までが減算の対象月となります。	基準条例第60条第8項（準用、サービスにより読み替えあり）	
共同生活援助	個別支援計画のアセスメントについて、アセスメントとはどういうものと考えているのか。 支援者からみると変だと思えることでも、利用者は全く変だとは思っていないことがあり、価値観を押し付けるものではないと考えます。また、将来を見通して介護保険のサービスへ徐々に移行したいと考えても、利用者は、将来を見通すことが出来ず、利用者からはニーズとして出てこず、対応に苦慮します。	個別支援計画	アセスメントは、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じ、利用者の希望する生活や課題の把握を行うことをいい、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をし、計画の原案を作成するために行います。そのため、個々の利用者についての主観的な把握だけにとどまらず、共通で使用する客観的な指標を用いる必要があります。また、利用者が表出するニーズと、サビ管等が把握するニーズにギャップがある場合も、同意が得られるよう説明をしつつ計画に入れる、計画の変更を行う、計画に入れられるよう繰り返し説明をするなどの支援をする必要があります。 グループホームの場合、生活の場所の変更を伴うためすぐに対応できるとは限りませんが、介護保険優先等制度的要請から速やかに移行できるサービスは移行を進めるよう努めてください。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条 基準条例第60条（準用あり）	「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」
共同生活援助	個別支援計画の見直しの期間について、少なくとも6か月に1回見直すこととされているが、起算日は原案作成日から6か月か、個別支援計画の説明と同意日から6か月か。	個別支援計画	計画作成日の翌日が起算日となります。 計画変更の際は、説明までのスケジュールを考慮し、アセスメントから計画作成、計画作成から説明まで間が空くことがないように行ってください。	基準条例第60条（準用あり）	

修正後の令和4年度集団指導に係るQ A（抜粋）

サービス種別	質問内容	分類	回答	根拠法令、条例	その他根拠となるもの
共同生活援助	夜間支援体制1について、夜勤職員は「専従」と記載がありますが、日中の世話人や生活支援員が夜勤をすることは可能か。世話人等との兼務は如何。	人員配置	世話人又は生活支援員が、夜間支援従事者と兼務することは可能ですが、その場合の勤務形態は、どちらも「専従」となります。 【考え方】 指定基準上共同生活援助の生活支援員及び世話人については事業所ごとに設定した「夜間および深夜の時間帯」以外の時間帯において必要人員を確保する必要があります。 夜間支援等体制加算では、夜間及び深夜の時間帯として午後10時～翌日の午前5時の時間帯は最低含むこととなっています。夜間の支援については夜間支援体制加算で評価されることから、指定基準上の常勤換算には夜間支援従事者は含むことはできないことから、「専従」となります。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令第2条	解釈通知第2の2（4）
共同生活援助	虐待防止委員会と身体拘束適正化検討委員会について、これらの委員会を統合して一つの委員会とし、その委員会で虐待防止と身体拘束適正化に関する業務を行うことができるのか。	身体拘束適正化	お見込みのとおりです。	基準条例第36条の2第3項第1号、第41条の2第1号（準用あり）	解釈通知第三の1（26）②、及び（31）①（準用あり）
共同生活援助	身体拘束に関する委員会について、身体拘束を行う利用者が存在しなくても委員会の実施等を行う必要はあるか。	身体拘束適正化	必要があります。 実施した際の対応だけでなく、指針の見直し、研修の実施、身体拘束等を行わない支援について等定期的に委員会で検討する必要があります。	基準条例第36条の2第3項（準用あり）	解釈通知第三の3（26）①（準用あり）
共同生活援助	虐待防止委員会と身体拘束適正化検討委員会を一つの委員会とする場合、名称は「虐待防止委員会」とするのが良いか、「権利擁護委員会」等の名称とするのが良いか。	身体拘束適正化	名称に制限はありません。虐待防止、身体拘束等適正化という委員会の目的、分掌内容が分からなくならないようにしてください。委員会を設置する規程に名称、構成員等とともに、目的、分掌内容等を規定する等の措置もご検討ください。	基準条例第36条の2第3項第1号、第41条の2第1号（準用あり）	解釈通知第三の1（26）②、及び（31）①（準用あり）
共同生活援助	非常災害対策の訓練について、地域住民の参加は努力義務とされていますが、町内会で開催する避難訓練に、グループホームの入居者と共に参加する場合、これに該当するか。	非常災害対策	該当しません。 基準条例上、非常災害計画に基づき災害時を想定して事業所としての対応を訓練をする必要があります。 事業所として日頃から町内会と連携し、事業所が発災時に想定している行動を、近隣住民等が行う援助を事業所が受けつつ行う訓練であれば、町内会主催の訓練でも基準を満たします。	基準条例第72条第2項、第3項（準用あり）	解釈通知第四の3（19）④⑤（準用あり）

修正後の令和4年度集団指導に係るQ A（抜粋）

サービス種別	質問内容	分類	回答	根拠法令、条例	その他根拠となるもの
共同生活援助	BCPについて、平時は常勤、非常勤各1人の体制であるが、災害発生時の対応をどのようにしたら良いか。発災時に、利用者の身の安全（通所先へのお迎え）、関係機関への連絡、建物の被害状況の点検、修繕など考えると、とても一人では対処できないと考える。グループホームの場合は、避難所に一時避難するという対応でよいか。	非常災害対策	平日日中とそれ以外、事業所にいる従業者の体制など考慮すべき事項を明らかにし、利用者と従業者の安全を確保しつつ、発災後に行うこと、その後に再開する業務の順序、どの段階で誰が事業所に参集する等の役割分担など、必要なことを想定して計画を作成する必要があります。 なお、避難所には要配慮者スペースを設置することとしていますが、地域の避難者もいることから十分なスペースがあるとは限りません。事業所の建物の安全性、周辺に危険が迫っているかなど状況によっては、避難せず普段の生活空間に留まることもご検討ください。	基準条例第34条の2（準用あり）	解釈通知第三の3（2）3）
就労移行支援、就労継続支援	サービス提供の記録について、実績記録表に利用者から受ける確認の押印または署名は、日毎でなく月毎に受ける対応でも良いか。 また、モニタリングについては押印が必須でなければ省略してよいか。	サービス提供の記録	利用実績は、必要な事項について、適切に管理できるのであればサービス提供の都度記録をしなくても構いませんが確認を受ける必要があります。適切な手続きを確保する観点から、まとめた確認でも可能ですが、利用日ごとの確認を受けることが望ましいです。モニタリングについても面接した際の記録を残してください。	基準条例第20条（準用あり）	解釈通知第三の3（9）

修正後の令和4年度集団指導に係るQ A（抜粋）

サービス種別	質問内容	分類	回答	根拠法令、条例	その他根拠となるもの
就労移行支援	個別支援計画の説明について、利用者が通所できない場合、電子メールやビデオ通話での説明は可能か。また、感染症や手術等による療養期間中など対面や訪問での面談が難しい場合、オンラインでの対応は可能か。	コロナ対応	個別支援計画の説明については、原則対面で行う必要があります。在宅での支援の条件は通知を御参照ください。 なお、代替支援はあくまで通所等が可能な際にそれができない時に行うものであり、感染症の陽性その他の疾病等で療養に専念する期間である場合は対象となりません。	基準条例第60条 (準用あり)	解釈通知第四の3(7) 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の在宅でのサービス利用について(第2報)(通知)」(令和2年3月10日付け川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課担当課長事務連絡)2 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の自自宅でのサービス利用について(第3報)(依頼)」(令和2年10月28日付け川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課担当課長発出事務連絡)1

修正後の令和4年度集団指導に係るQ A（抜粋）

サービス種別	質問内容	分類	回答	根拠法令、条例	その他根拠となるもの
就労移行支援	代替支援について、「陽性等通常でもサービスが利用できない状況にあるものについては認められない」とあります。陽性だが無症状の為、在宅での訓練は可能な状況であっても、上記に該当しますか？（在宅での訓練利用も認められない、ということでしょうか。）	コロナ対応	あくまで通所の代替であり、陽性者となり待機を要する期間中は通所できない状態である期間中は算定はできません。	基準条例第60条（準用あり）	「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の在宅でのサービス利用について（第2報）（通知）」（令和2年3月10日付け川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課担当課長事務連絡）2 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の自自宅でのサービス利用について（第3報）（依頼）」（令和2年10月28日付け川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課担当課長発出事務連絡）1
就労移行支援、就労継続支援	サービス管理責任者、支援員の勤務の体制について、在宅勤務でも勤務時間の要件を満たせるか。コロナで出勤回数を減らしたい応募者がいた場合、採用は可能か。	コロナ対応	サービス管理者は他の従業者への指導、助言のほか、利用者等のアセスメント、モニタリング等の業務もあり、在宅勤務でそれらが行えるかどうかを慎重にご判断ください。また、基準上配置が必要な人員を確保しつつ、通所してきている利用者への支援を在宅勤務でどこまで行えるのかもご検討ください。その上で事業者の採用計画に基づき従業者を採用してください。	基準条例第61条、第163条、第173条（一部準用あり）	

修正後の令和4年度集団指導に係るQA（抜粋）

サービス種別	質問内容	分類	回答	根拠法令、条例	その他根拠となるもの
就労移行支援、就労継続支援	利用者から、コロナによる在宅希望があった場合、川崎市に提出が必要な書類があるか。	コロナ対応	通知にある内容のものを御提出ください。	基準条例第60条 (準用あり)	「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の在宅でのサービス利用について(第2報)(通知)」(令和2年3月10日付け川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課担当課長事務連絡)2 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の自自宅でのサービス利用について(第3報)(依頼)」(令和2年10月28日付け川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課担当課長発出事務連絡)1
就労移行支援、就労継続支援	指定管理者が運営する就労系の事業所で、通所に関わる交通費補助を支給しているが、これは利益供与にあたるか。	利益供与	交通費の支給自体が、利益供与に該当するとは考えておりません。事業者が、自発的に本人が支払うべき費用を負担し、サービス以外の要因で誘引や斡旋行為を行い、利用者の選択を歪ませることとなる場合は、利益の供与にあたりと判断します。	基準条例第39条 (準用あり)	解釈通知第十の3(7)③ (準用あり) 川崎市精神障害者地域活動支援センター(B・C・D型)通所者交通費補助要綱
就労継続支援	欠席時の対応について、利用者が「デイケア施設に行くため明日休みます」と申出た場合、欠席時対応加算の対象となるか。欠席時対応加算の対象外となる施設、サービスがあるか。	加算要件	なりません。 急病等によりその利用を中止した日の前々日から当日の間に連絡があった場合に、利用者の状況を確認し引き続き事業所の利用を促すなどの相談援助を行い、相談援助の内容を記録した場合に加算が算定出来ます。突発的な理由ではない、予めわかっている通院、サービス利用その他の利用者の都合での休所の場合は対象となりえません。医療福祉その他のサービスの利用状況の把握はアセスメントとして必要な内容です。	報酬告示第6の7 (準用あり)	留意事項通知第二の2 (6)⑨(準用あり)

修正後の令和4年度集団指導に係るQ A (抜粋)

サービス種別	質問内容	分類	回答	根拠法令、条例	その他根拠となるもの
就労継続支援	就労継続支援B型の新しい報酬体系である「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する体系であっても、月平均工賃額3,000円以上、という条件は変わらないと解釈してよいか。	工賃	お見込みのとおりです。	基準条例第188条第3項	解釈通知第十二の3(1)
就労継続支援	従業者は原則、事業所で直接雇用する必要があるということだが、人材派遣会社を利用することは可能か。	人員配置	川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第189条において準用する第70条第2項に「指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。」としております。 よって、利用者に直接支援をする従業者については、法人との直接雇用が必要となります。	基準条例第70条第2項、第189条	
就労継続支援	利益供与について、事業所内の規定により支給している通所の交通費も含まれるか。	利益供与	交通費の支給自体が、利益供与に該当するとは考えておりません。事業者が、自発的に本人が支払うべき費用を負担し、サービス以外の要因で誘引や斡旋行為を行い、利用者の選択を歪ませることとなる場合は、利益の供与にあたりと判断します。	基準条例第39条(準用あり)	解釈通知第十の3(7)③ 川崎市精神障害者地域活動支援センター(B・C・D型)通所者交通費補助要綱
就労継続支援	利益供与について、小規模作業所、地域活動支援センター等が行っている通所に係る交通費の補助を、指定サービスに移行した後も行った場合はどうか。 一部自治体では交通費の補助を行っており、同様の生活環境下にある当市のみ自己負担を強いることは障害者の社会参加の妨げとなり「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念に反するし、また、就労場面において交通費支給は一般的な事柄であるとする。	利益供与	交通費の支給自体が、利益供与に該当するとは考えておりません。事業者が、自発的に本人が支払うべき費用を負担し、サービス以外の要因で誘引や斡旋行為を行い、利用者の選択を歪ませることとなる場合は、利益の供与にあたりと判断します。	基準条例第39条(準用あり)	解釈通知第十の3(7)③ 川崎市精神障害者地域活動支援センター(B・C・D型)通所者交通費補助要綱

修正後の令和4年度集団指導に係るQ A（抜粋）

サービス種別	質問内容	分類	回答	根拠法令、条例	その他根拠となるもの
就労継続支援	利益供与について、事業所内の規定により有給休暇を規定する場合も含まれるか。	利益供与	雇用契約を結んでいない就労継続支援B型の場合、利用や作業量は利用者の自由であるため、休所によっても工賃を支払うという規定を置くことは利益の供与に該当する可能性があります。 事業者が、サービス以外の要因で誘引し利用者の選択を歪ませることとなる場合は、利益の供与にあたと判断されます。	基準条例第39条 (準用あり)	解釈通知第十の3(7)③ 就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について(障発第1002003号平成18年10月2日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
計画相談支援	人員基準における両立支援への配慮等について、常勤換算方法の計算に当たり、職員が育児、介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合とあるが、これには法人独自に行う短時間勤務制度も含まれるか。	人員配置	法人独自で行っている短時間勤務制度は対象となりません。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令第2条	解釈通知第二の2
計画相談支援	事務担当以外いない職場で、「感染症検討委員会」「虐待防止委員会」等はどうに設置したらよいか。また、「感染症に係る業務継続計画」「災害に係る業務継続計画」等はどうに策定したらよいか。	非常災害対策	虐待防止についても外部の研修の参加も含め、他事業所の虐待防止の抑止に努めるためにも、定期的に虐待について確認する機会を確保するようにして下さい。 また、発災時の対応を徹底し、関係機関と共有するため、業務継続計画を定めてください。事務員を含め職員が複数いる場合は、発災時の業務の復旧の手順や役割分担などを周知してください。	基準省令第20条の2	計画相談解釈通知第二の2(17)

修正後の令和4年度集団指導に係るQ A（抜粋）

サービス種別	質問内容	分類	回答	根拠法令、条例	その他根拠となるもの
児童発達支援、放課後等デイサービス	<p>「振替」について、原則契約曜日以外利用はできませんが、週1回の利用など一度空いてしまうと継続性が難しくなり、振替の要望がよせられます。他事業所の契約曜日でないことを確認した上で、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個別支援計画の保護者の要望欄に振替に関する記載を行う。</li> <li>2. サービス提供記録に振替の理由を記載。実績票の備考欄にも振替と記入。</li> <li>3. 相談支援事業所を利用の対象児童は事業所に連絡等を行う必要があると書面や説明で解釈しています。</li> </ol> <p>という対応を考えているが、他に必要なこと等はあるか。</p>	コロナ対応	<p>サービス利用を曜日ごとに計画的に行っていることから、計画曜日以外に事業所を利用することは想定されておりません。</p> <p>ただし、通所日数が少なく、次回の利用までの間隔があくことが支援上好ましくないなどの事情がある場合、他のサービス利用がない日に限り可能ですが、事前に計画等で予定されることではない臨時的なものですので、引続きそのようにご説明いただくとともに、定期利用を促してください。</p>	児通所基準条例第40条（準用あり）	川崎市版放課後等デイサービスガイドブック（令和3年8月川崎市健康福祉局障害保健部障害者施設指導課）2（2） ③
児童発達支援、放課後等デイサービス	<p>身体拘束適正化委員会の名称について、自治体によって差異があり身体拘束防止委員会の名称で統一したいが如何。</p>	身体拘束適正化	<p>名称について特に制限はありません。委員会の分掌内容等があいまいにならないようにしてください。</p>	児通所基準条例第45条（準用あり）	児通所解釈通知第三の3（34）②

修正後の令和4年度集団指導に係るQ A (抜粋)

サービス種別	質問内容	分類	回答	根拠法令、条例	その他根拠となるもの
放課後等デイサービス	やむを得ない事由による児童発達支援管理責任者のみなし配置について、基礎研修、相談支援従事者初任者研修が未受講であっても、実務経験を満たしていれば配置可能であると考え、その解釈でよいか。	人員配置	<p>やむを得ない事由によるみなし配置とは、児童発達支援管理責任者が欠けた障害児通所支援事業所等にあつては、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該障害児通所支援事業所等において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、研修要件を満たしているものとみなす、こととなります。</p> <p>一方、令和4年度以降に児童発達支援管理責任者になるため、実務経験を満たし、2つの研修（補足研修及び基礎研修）を受講した場合は、実践研修を受講しなければ正式な児童発達支援支援管理責任者とはなれません。実践研修の受講要件は、基礎研修修了者となった日から3年の間に2年以上の実務経験が必要となります。</p> <p>よつて、条件を満たすものを配置したとしてもそのものは、やむを得ない事由によるみなし配置の期間（1年間）では、児童発達支援管理責任者の要件（3年の間に2年以上の実務経験）を満たすことが出来ないという問題があります。</p>	障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日 厚生労働省告示第230号）	